

中央区環境行動計画の最終評価

区は、平成 20（2008）年 3 月に策定された「中央区環境行動計画」（以下「本計画」という）に基づき、区民、事業者の協力を得ながら、各施策を積極的に推進し、環境負荷の低減等を図ってきたところです。

平成 30(2018)年 3 月末に本計画の期間が終了したことに伴い、望ましい環境像「水辺や豊かな緑と共生し、みんなで環境をよくするまち 中央区」の実現に向け、この 10 年間で取り組んできた計画事業を中心に、5 つの基本目標ごとの評価を行います。

①地球環境

低炭素型のまちづくりを推進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、家庭や事業所における環境負荷の低減や省資源の推進などに取り組めました。

【家庭や事業所における環境負荷の低減】

家庭や事業所における二酸化炭素の排出抑制を進めるため、中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及に取り組んできた結果、家庭向けは目標を達成しましたが、事業所向けでは、認証条件がやや厳しいこともあり、目標を達成しませんでした（表 2 - 5）。

今後は、制度の趣旨や認証のメリット等に重点を置きながら周知活動を行い、制度の普及・啓発に努めていきます。

表 2 - 5 中央エコアクトの普及状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
中央エコアクト（事業所向け）の普及	平成 21 年度事業開始	認証 530 社	認証 80 社	15.1%
中央エコアクト（家庭向け）の普及	平成 21 年度事業開始	参加 600 世帯	参加 694 世帯	115.7%

【省エネルギーの推進およびエネルギーの有効利用】

建築物の省エネルギー化を推進するため、LED ランプやエアコンディショナーを中心に導入費の助成を行い、住宅や事業所の省エネルギー化を促進することができました。

また、区施設に太陽光パネルなどの再生可能エネルギー機器を導入し、エネルギーの有効活用を図りました。

今後は、機器等の普及状況などを見据え、省エネルギー等に有効な機器を新たに対象とするなど、助成制度の内容の見直しを検討します。

【省資源の推進】

リサイクルを推進するため、小型家電や水銀使用製品（体温計・血圧計・温度計）の回収など、品目の拡大を行い、目標を達成しました（表 2 - 6）。

今後は、東京都と連携し、新たな品目が追加となった場合は即時対応するとともに、その他区独自の品目についても検討していきます。

表 2-6 資源回収品目の拡大状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
資源回収品目の拡大	11 品目	14 品目	18 品目	128.6%

【環境教育・環境学習の推進】

子どもの頃から環境意識を高め、ごみ減量やリサイクルなどの生活習慣を身につけるため、小学校等における環境教育・環境学習を実施してきましたが、学習プログラムが定まっておらず、環境学習を行う時間が取れない小学校もあるなどの理由により、目標を達成しませんでした（表 2-7）。

今後は、各年齢層に応じた体系的なプログラムとして充実させるとともに、日常生活の中でごみの減量とリサイクルの実践につながる体験学習として提供していきます。

また、環境学習後にリサイクル活動を行った学校に対し、感謝状を贈呈することにより、リサイクル活動の継続した取組を促進していきます。

表 2-7 環境学習の推進状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
環境学習の推進	幼稚園 5 回/年	幼稚園 16 回/年	幼稚園 7 回/年	37.5%
	小学校 3 回/年	小学校 16 回/年	小学校 2 回/年	
	—	保育園等 8 回/年	保育園等 6 回/年	

【低炭素型の都市構造の創造】

平成 27（2015）年 10 月に導入された、コミュニティサイクル事業は、区と運営事業者との連携により、会員登録数や利用回数が増加し、利用者の利便性の向上を図ることができました。

今後は、バランスの取れたサイクルポートの配置等に取り組むとともに、広域相互利用の本格実施に向けて、東京都および他区との調整を実施していく必要があります。

東京都の B R T 事業計画では、都心と臨海副都心との往復ルートの基本として、晴海、勝どき地区などの地域の需要に合わせた複数ルートが設定されました。今後は、区民にとって使いやすい B R T が実現するように都や運行事業者と連携し、早期の運行開始を目指します。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、東京都は積極的に燃料電池自動車の導入を掲げています。

【広域的な環境協力】

二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っている森林を守り、育てるため、行政区域を越えた広域的な環境活動として東京都西多摩郡阿用原村で森林保全活動を支援する「中央区の森」事業を推進し、当初 3.5ha であった事業面積の拡大を図り、目標を達成しました（表 2-8）。平成 30(2018)年度からは、新たに矢沢地区約 4.8ha を含め、「中央区の森」事業を実施します。

また、「中央区の森」事業に対する理解・協力を促進するとともに、区民が自然とふれあいながら、森林保全活動に参加できる機会を提供するために、間伐や植樹などの体験ツアーを実施し、環境保全意識の普及・啓発を図りました。

表 2-8 「中央区の森」事業の推進状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
中央区の森	3.5ha	33.5ha	42.3ha	126.3%

・中央区の森体験ツアーおよび中央区の森親子自然体験ツアー (表 2-9)

(ア) 体験ツアー (平成 19 (2007) 年度事業開始)

対象：区内在住・在勤・在学者 (小学校 5 年生以上)

「中央区の森」事業に対する理解を深めてもらうとともに、自然の中での活動体験を通じて、環境意識の向上を図りました。

(イ) 親子自然体験ツアー (平成 25 (2013) 年度事業開始)

対象：区内在住・在学の小学生とその保護者

「中央区の森」事業への関心を持つきっかけとなるよう、森林保全作業の体験や川遊びなどを通じて、環境意識の向上を図りました。

表 2-9 体験ツアー参加状況 (平成 29 (2017) 年度までの累計)

項目	大人	小学生	計
体験ツアー (春・秋)	438 人	22 人	460 人
親子自然体験ツアー (夏)	73 人	92 人	165 人
合計	511 人	114 人	625 人

②都市環境

環境負荷の少ない快適なまちを目指し、ヒートアイランド対策や水資源の保全と活用などの施策に取り組みました。

【ヒートアイランド対策】

ヒートアイランド現象緩和のため、公共施設の屋上や壁面の緑化、道路の遮熱性舗装の整備に取り組みました。

空地および区の施設の緑化推進については、屋上緑化・壁面緑化ともに目標を達成し、緑豊かな空間を創出することができました (表 2-10)。

今後は、学校におけるビオトープなど、児童の環境学習としての効果も踏まえた緑化の充実を図るとともに、民間施設に対する緑化指導に加え、効果的な助成制度を検討していきます。

表 2-10 空地および区の施設の緑化推進状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
空地および区の施設の緑化推進	屋上緑化 20 施設	31 施設	屋上緑化 33 施設	187.1%
	—		壁面緑化 25 施設	

低騒音舗装の路面に遮熱材を塗布する遮熱性舗装については、先行して行う低騒音舗装の進捗状況に影響を受け

たことから、目標を達成しませんでした（表2-11）。

今後は、街路環境や電線共同溝の整備に伴う道路整備により、事業の推進を図っていくとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、夏の暑さ対策となる遮熱性舗装の整備推進を図っていきます。

表2-11 遮熱性舗装の整備状況

計画事業	平成19年度 (策定時)の状況	平成29年度末 計画目標(A)	平成29年度末 累計(B)	達成率 (B/A)
遮熱性舗装の整備	7,590㎡	127,390㎡	55,787㎡	43.8%

【水資源の保全と活用】

道路に降った雨水を地中に浸透させ、集中豪雨などによる河川や下水道への負担を軽減するため、車道透水性舗装の整備を進めてきましたが、対象路線における舗装の劣化度など、道路の健全性を考慮した整備時期の調整を行ったため、目標を達成しませんでした（表2-12）。

今後は、占用工事に伴う掘削復旧等により、事業の推進を図っていきます。

表2-12 車道透水性舗装の導入状況

計画事業	平成19年度 (策定時)の状況	平成29年度末 計画目標(A)	平成29年度末 累計(B)	達成率 (B/A)
車道透水性舗装の導入	1,630㎡	11,630㎡	6,870㎡	59.1%

【良好なまちなみや景観の形成】

緑豊かで快適な都市を実現するため、街角広場の整備や緑道の整備に取り組み、概ね目標を達成しました（表2-13）。

今後は、都市部で進行しているヒートアイランド現象を緩和するとともに、地域に親しまれる憩いや交流の場となるよう、事業を推進していきます。

表2-13 街角広場や緑道の整備状況

計画事業	平成19年度 (策定時)の状況	平成29年度末 計画目標(A)	平成29年度末 累計(B)	達成率 (B/A)
街角広場の整備	7カ所	27カ所	22カ所	81.5%
緑道の整備	—	整備延長1,650m	整備延長1,395m	84.5%

③生活環境

健康で快適に暮らせるまちを目指し、自動車対策の推進やまちの美化対策の推進などに取り組みました。

【自動車対策の推進】

環境負荷の少ない交通手段として、コミュニティサイクルの導入に加え、低公害・低燃費車の普及促進や低騒音舗装の整備を進めました。

電気自動車の普及促進のため、区内3カ所に電気エコ（急速充電）スタンドを設置し、二酸化炭素排出量の抑制に寄与するとともに、「中央区まちづくり基本条例」に基づき、開発事業者に対して電気自動車用充電設備付駐車場の整備を要請し、開発計画に反映させることができました。

また、環境負荷の少ないみちづくりを進めるため、交通騒音の抑制や視認性の改善などを目的とした低騒音舗装の整備に取り組んできましたが、対象とする路線の沿道における再開発事業計画等を踏まえた整備時期の調整を行ったため、整備の進捗が図られず、目標を達成しませんでした（表 2-14）。

今後は、街路環境や電線共同溝の整備、再開発事業に伴う道路整備等により、計画的に事業の推進を図っていきます。

表 2-14 低騒音舗装の整備状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
低騒音舗装の整備	11,140 m ²	117,640 m ²	65,095 m ²	55.3%

【まちの美化対策の推進】

地域における美化意識の向上を図るとともに、たばこの吸殻や空き缶などのごみの散乱を防ぐため、区民・事業者によるまちの美化対策を推進しました。

クリーンデーについては、一部の団体が参加できなかったため、前年度よりも団体数が若干減少したものの、概ね目標を達成しました（表 2-15）。

まちかどクリーンデーについては、目標を達成しましたが（表 2-15）、多くの方々に参加していただくよう、町会・自治会、ボランティア、企業、学校などに対し、積極的に参加を働きかけていきます。

表 2-15 地域美化活動への区民・事業者の参加状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
地域美化活動への区民・事業者の参加促進 ※クリーンデー 参加団体数 (年 1 回実施)	クリーンデー	クリーンデー	クリーンデー	91.6%
	259 団体	309 団体	283 団体	
※まちかどクリーンデー 参加登録数 (月 1 回程度実施)	まちかど クリーンデー	まちかど クリーンデー	まちかど クリーンデー	115.5%
	120 件	220 件	254 件	

④ 自然環境

水辺や緑に囲まれたまちを目指し、花とみどりのまちづくりの推進や河川の水質向上、生き物を育む空間の形成などに取り組みました。

【花とみどりのまちづくりの推進】

子どもの遊び場や憩いの場を確保し、緑豊かで快適な都市環境を実現するため、公園・児童遊園の整備を進め、公園については、目標を達成しました。

また、児童遊園については、計画策定時と比較すると、橋梁工事に伴う廃止や、再開発事業で公園として再整備を行ったなどの理由により、減少してはいるものの、概ね目標を達成しました（表 2-16）。

今後は、再開発事業等に合わせた公園の新設・拡充を推進するとともに、老朽化した公園等については、地域特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら順次改修整備を行っていきます。

表 2-16 公園・児童遊園の整備状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
公園・児童遊園の整備	公園 51 園	公園 53 園	公園 56 園	105.7%
	児童遊園 37 園	児童遊園 38 園	児童遊園 33 園	86.8%

緑豊かな歩行空間を形成するため、街路樹の整備に取り組みましたが、電線共同溝の整備に向けた歩道拡幅により一時的に街路樹を撤去するなどの理由から、前年度よりも本数が減少したものの、概ね目標を達成しました（表 2-17）。

今後は、道路整備や再開発等に合わせた整備を進め、夏の日差しを遮る緑陰の確保、中低木や緑化フェンスによる多層化・連続化など、緑の量的拡大に努めていきます。

表 2-17 街路樹の整備状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
街路樹の整備	6,417 本	7,195 本	6,791 本	94.4%

【河川の水質向上】

区では年 4 回、河川の汚濁傾向と環境基準の適合状況を把握するため、区内 5 河川・1 運河[※]で調査を行い、さらに、水生生物調査を 5 年に 1 回実施しています。

今後は、調査を継続し、河川環境の把握に努めるとともに、河川流域自治体で構成される協議会と連携して、河川水質改善に向けた広域的な取組を進めていきます。

※ 5 河川・1 運河…中央大橋（隅田川）、浅草橋（神田川）、日本橋（日本橋川）、亀島橋（亀島川）、大手門橋（築地川）および黎明橋（朝潮運河）

【生き物を育む空間の形成】

区の特性である水辺を活かし、親水性のある環境整備を推進してきましたが、東京都による護岸基盤整備や民間大規模開発の機会に合わせる必要があるため、整備の進捗が図れず、目標を達成しませんでした（表 2-18）。

今後は、引き続き東京都と連携のうえ、自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間の整備を推進していきます。

表 2-18 朝潮運河等護岸環境整備の推進状況

計画事業	平成 19 年度 (策定時) の状況	平成 29 年度末 計画目標 (A)	平成 29 年度末 累計 (B)	達成率 (B/A)
朝潮運河等護岸環境整備の推進	294m	整備延長 2,810m	521m	18.5%

⑤地域の環（わ）

【主体的な取組の促進】

環境情報センターを開設し、講座・ワークショップやパネル展の開催などとおして、区民、事業者などが環境について学び・学習する機会を提供するとともに、環境活動団体の拠点として活用され、環境活動を促進しました（表 2-19）。

今後は、利用者の増加に向け、イベントや周知などの充実を図っていきます。

表 2-19 事業開催回数

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
講演会	1 回	1 回	－	1 回	1 回	4 回
講座	20 回	15 回	24 回	26 回	24 回	109 回
ワークショップ	8 回	14 回	7 回	8 回	6 回	43 回
企画展示	6 回	2 回	6 回	12 回	12 回	38 回
発表会	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	5 回
屋外学習	2 回	3 回	5 回	8 回	7 回	25 回
その他イベント	3 回	2 回	2 回	3 回	3 回	13 回
合計	41 回	38 回	45 回	59 回	54 回	237 回
総来館者数	15,042 人	23,378 人	30,204 人	28,414 人	29,370 人	126,408 人

【区民・事業者・区の連携の促進】

区民や事業者による花壇の維持管理や地域住民による公園の自主管理による「緑の輪づくり」を広めるため、緑化ボランティア活動の促進に努めてきましたが、平成 29 年度においては、参加者の高齢化などによる理由から、前年度に比べて減少しました（表 2-20）。

今後は、活動に関する情報の共有化、ボランティア相互の交流やネットワークの強化、技術や意欲の向上に向けた支援などを推進していきます。

表 2-20 緑化ボランティア年間参加人数

事業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
緑化ボランティア	684 人	748 人	1,003 人	1,200 人	826 人

⑥まとめ

区は、平成 20(2008)年 3 月に策定した本計画に基づき、区民、事業者との連携による環境施策を積極的に推進してきました。

この 10 年間、環境負荷の低減やヒートアイランド現象の緩和、環境活動の促進などに取り組んできましたが、これまでの成果や課題を踏まえ、施策のさらなる充実・強化が必要です。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に、本区にも多くの来街者が見込まれます。国内外から訪れる誰もが快適に過ごせるよう、国および東京都と連携した、環境にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

今後は、昨年 3 月に策定された「中央区環境行動計画 2018」（以下「計画 2018」という）に掲げる望ましい環境像の実現に取り組むとともに、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針[※]や気候変動適応法[※]を踏まえつつ、積極的に施策を推進していくこととなります。

本区は、水辺にかこまれた、うるおいのある地域であると同時に、エネルギーや資源の大量消費などによる環境負荷の高い地域でもあります。こうした負荷を低減し、暮らしやすい、働きやすいまちを次世代に引き継げるよう、計画 2018 を着実に推進していくとともに、中央区環境行動計画推進委員会による定期的な点検・評価、継続的な改善を図っていきます。

●持続可能な開発目標(SDG s)実施指針*

平成 27(2015)年 9 月、貧困の撲滅や男女平等、環境保全など、経済面・社会面・環境面の課題に幅広く対応し、調和させることを目的として、国連において「持続可能な開発目標(SDG s)」が採択されました。

この目標を受け、政府は、平成 28(2016)年 5 月、「持続可能な開発目標(SDG s)推進本部」を設置し、同年 12 月には、自国の現状を踏まえて、本指針を策定しました。

環境面においては、省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、森林保全などが優先課題として掲げられ、地方公共団体においても積極的に推進すべきとされています。

●気候変動適応法*

国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力し、気温上昇や集中豪雨など、気候変動の影響による被害の回避・軽減に適応していくため、昨年 12 月に施行されました。

本法第 4 条においては、地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた施策を推進するよう努めるものとされています。